

喜多方市地域防災計画

(一般災害対策編)

新旧対照表

令和7年3月

喜多方市防災会議

喜多方市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表

章一節	頁	現行	修正後	修正理由
1-2	5	<p>第3 発災直前及び発災後の活動目標</p> <p>(略)</p> <p>災害応急対策事項別の時系列行動計画については、第3章第1節において整理している。</p>	<p>第3 発災直前及び発災後の活動目標</p> <p>(略)</p> <p>災害応急対策事項別の防災行動計画については、第3章第1節において整理している。</p>	防災基本計画の修正による
1-4	10	<p>第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>8 _____ J R 東日本東北総合サービス(株)喜多方駅__</p> <p>(1) 鉄道施設等の整備及び防災管理</p> <p>(2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力</p> <p>(3) 災害時における応急輸送対策</p> <p>(4) 被災鉄道施設の復旧</p>	<p>第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>8 <u>鉄道事業者</u> (J R 東日本東北総合サービス(株)喜多方駅)</p> <p>(1) 鉄道施設等の整備及び防災管理</p> <p>(2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力</p> <p>(3) 災害時における応急輸送対策</p> <p>(4) 被災鉄道施設の復旧</p>	適正化
1-4	10	<p>10 _____ 東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター__</p> <p>(1) 災害時における電力の供給確保に関すること。</p> <p>(2) 被害電力施設の復旧</p>	<p>10 <u>電力事業者</u> (東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター)</p> <p>(1) 災害時における電力の供給確保に関すること。</p> <p>(2) 被害電力施設の復旧</p>	適正化
1-5	13	<p>第2 災害素因</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>(略)</p> <p>合併前の旧市町村別に昭和35年と令和2__の人口を比較すると、旧喜多方市が△30.6%、旧熱塩加納村が△67.4%、旧塩川町が△30.6%、旧山都町が△67.9%、旧高郷村が△67.1%といずれも減少しており、特に山間地域における減少が顕著である。</p>	<p>第2 災害素因</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>(略)</p> <p>合併前の旧市町村別に昭和35年と令和2<u>年</u>の人口を比較すると、旧喜多方市が△30.6%、旧熱塩加納村が△67.4%、旧塩川町が△30.6%、旧山都町が△67.9%、旧高郷村が△67.1%といずれも減少しており、特に山間地域における減少が顕著である。</p>	適正化

1-5	15	<p>第4 地震災害と想定地震</p> <p>2 地震による被害想定</p> <p>福島県による地震・津波被害想定調査の結果、震源地は本市の西側に位置している「会津盆地西縁断層帯」で、広範囲にわたり大規模な液状化被害の発生が見込まれ、本市においては最大で震度6強の強い地震の発生が予想されることから、国道121号やJR磐越西線を中心とする交通網の寸断や大量の住宅倒壊が予想されており、この地震による人的被害については、会津全体で、死者が最大で130名近くに及ぶほか、負傷者も最大で2,000名を大きく上回るなど極めて深刻な被害が想定される。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 地震災害と想定地震</p> <p>2 地震による被害想定</p> <p>福島県による地震・津波被害想定調査の結果、震源地は本市の東側に位置している「会津盆地東縁断層帯」で、広範囲にわたり大規模な液状化被害の発生が見込まれ、本市においては最大で震度7の強い地震の発生が予想されることから、国道121号やJR磐越西線を中心とする交通網の寸断や大量の住宅倒壊が予想されており、この地震による人的被害については、会津全体で、死者が最大で約1,600名近くに及ぶほか、負傷者も最大で10,000名を大きく上回るなど極めて深刻な被害が想定される。</p> <p>(略)</p>	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正				
2-1	20	<p>第1 市防災組織</p> <p>1 喜多方市防災会議</p> <p>(3) 組織</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="322 879 1043 1074"> <tr> <td data-bbox="322 879 568 1074">指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (第8号委員)</td> <td data-bbox="568 879 1043 1074"> <ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター ・(株)NTT東日本福島支店会津営業支店 ・JR東日本東北総合サービス(株)喜多方駅 ・会津乗合自動車(株)喜多方営業所 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (第8号委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター ・(株)NTT東日本福島支店会津営業支店 ・JR東日本東北総合サービス(株)喜多方駅 ・会津乗合自動車(株)喜多方営業所 	<p>第1 市防災組織</p> <p>1 喜多方市防災会議</p> <p>(3) 組織</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1070 879 1792 1074"> <tr> <td data-bbox="1070 879 1317 1074">指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (第8号委員)</td> <td data-bbox="1317 879 1792 1074"> <ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター ・(株)NTT東日本福島支店_____ ・JR東日本東北総合サービス(株)喜多方駅 ・会津乗合自動車(株)喜多方営業所 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (第8号委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター ・(株)NTT東日本福島支店_____ ・JR東日本東北総合サービス(株)喜多方駅 ・会津乗合自動車(株)喜多方営業所 	適正化
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (第8号委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター ・(株)NTT東日本福島支店会津営業支店 ・JR東日本東北総合サービス(株)喜多方駅 ・会津乗合自動車(株)喜多方営業所 							
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (第8号委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター ・(株)NTT東日本福島支店_____ ・JR東日本東北総合サービス(株)喜多方駅 ・会津乗合自動車(株)喜多方営業所 							

<p>2-2</p> <p>25</p>	<p>第1 防災(業務)施設等整備計画</p> <p>1 災害情報連携システム (略)</p> <p>■ 情報通信体制 全体イメージ図</p> <p>テレビ・ラジオ・インターネット・スマホアプリ</p>	<p>第1 防災(業務)施設等整備計画</p> <p>1 災害情報連携システム (略)</p> <p>■ 情報通信体制 全体イメージ図</p> <p>テレビ・ラジオ・インターネット・スマホアプリ</p>	<p>適正化</p>
<p>2-2</p> <p>26</p>	<p>5 職員参集システムの整備</p> <p>現在職員参集については、福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報をもとに宿日直が「休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領」に基づき防災担当へ_____連絡を行っている。今後、携帯電話のメールサービス等を活用した職員参集システム等の早期導入を図る。</p>	<p>5 職員参集システムの整備</p> <p>現在職員参集については、福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報をもとに宿日直が「休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領」に基づき防災担当へ電話による連絡を行っている。勤務時間外においても速やかな初動体制の確立を図ることを目的にビジネスチャットツールを活用した職員参集を行っている。</p>	<p>令和4年8月3日からの大雨に関する災害対応検証報告書による</p>
<p>2-3</p> <p>29</p>	<p>第1 気象等観測施設網</p> <p>気象等観測施設の整備状況及び整備機関は次のとおりである。</p> <p>1 雨量観測施設</p> <p>(一財)河川情報センターを通じての情報公開個所として、本市には7ヶ所の雨量観測施設が設置されている。</p>	<p>第1 気象等観測施設網</p> <p>気象等観測施設の整備状況及び整備機関は次のとおりである。</p> <p>1 雨量観測所</p> <p>(一財)河川情報センターを通じての情報公開個所として、本市には7ヶ所の雨量観測所が設置されている。</p>	<p>令和6年3月福島県地域防災計画修正による</p>

2-4	32	<p>第1 水害予防対策</p> <p>4 洪水ハザードマップ整備の促進</p> <p>(3) 水防法第15条に基づき市が防災計画に定める要配慮者利用施設は、資料編 73 のとおりとし、名称、所在地、情報の伝達方法を定める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 水害予防対策</p> <p>4 洪水ハザードマップ整備の促進</p> <p>(3) 水防法第15条に基づき市が防災計画に定める要配慮者利用施設は、資料編 74 のとおりとし、名称、所在地、情報の伝達方法を定める。</p> <p>(略)</p>	適正化
2-4	32	<p>6 「大規模氾濫減災協議会」 _____ の活用</p> <p><u>県では、県内8方部の「水災害対策協議会」を水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」と位置付け、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する。</u></p> <p>_____ 市は、<u>喜多方方部水災害対策協議会</u> _____ の構成員として、国、県、近隣町村等関係機関との連携体制を強化する。</p>	<p>6 「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」の活用</p> <p><u>国及び県（河川港湾総室）は、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として組織した「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県及び市町村等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取り組みを推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u>市は、「喜多方方部水災害対策協議会」、「阿賀川流域治水協議会」の構成員として、国、県、近隣町村等関係機関との連携体制を強化する。</p>	防災基本計画の修正による
2-4	34	<p>10 災害危険箇所</p> <p>(略)</p> <p>災害危険箇所は、重要水防区域一覧表（資料編 56）のとおりである。</p>	<p>10 災害危険箇所</p> <p>(略)</p> <p>災害危険箇所は、重要水防区域一覧表（資料編 60）のとおりである。</p>	適正化
2-4	34	<p>第3 土砂災害予防対策</p> <p>台風や集中豪雨により土砂災害が発生し、住民の生命、財産に多大の損害を与える可能性がある土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所他） _____</p> <p>_____ が本市に存在する。</p>	<p>第3 土砂災害予防対策</p> <p>台風や集中豪雨により土砂災害が発生し、住民の生命、財産に多大の損害を与える可能性がある土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所他） <u>及び山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）</u> が本市に存在する。</p>	山地災害危険地区の追加による

		本市に存在する土砂災害危険箇所_____は、資料編1、2、3、4_____のとおりである。 (略)	本市に存在する土砂災害危険箇所及び <u>山地災害危険地区</u> は、資料編1、2、3、4、 <u>5、6、7、8</u> のとおりである。 (略)	
2-4	35	5 土砂災害危険箇所の周知(資料編1、2、3、4___)	5 土砂災害危険箇所の周知(資料編1、2、3、4、 <u>5</u>)	適正化
2-4	36	7 土砂災害警戒区域における対策 (2) 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 (略) 土砂災害防止法第8条に基づき市が防災計画に定める要配慮者利用施設は、資料編73のとおりとし、名称、所在地、情報の伝達方法を定める。 (略)	7 土砂災害警戒区域における対策 (2) 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 (略) 土砂災害防止法第8条に基づき市が防災計画に定める要配慮者利用施設は、資料編74のとおりとし、名称、所在地、情報の伝達方法を定める。 (略)	適正化
2-4	37	8 土砂災害警戒情報の発表 (5) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準 ア 発表基準 大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したとき、又は達するおそれがあるときに県(河川港湾総室)と気象台が発表対象地域ごとに発表する。 (略)	8 土砂災害警戒情報の発表 (5) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準 ア 発表基準 大雨警報(土砂災害)の発表後_____、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準(C L _____)に達したとき、又は達するおそれがあるときに県(河川港湾総室)と気象台が発表対象地域ごとに発表する。 (略)	令和5年3月福島県地域防災計画修正による
2-4	39	(新設)	<u>9 盛土による災害防止対策</u> <u>市は、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u>	防災基本計画の修正による
2-5	46	第3 雪崩対策等の推進 2 警戒避難体制の確立 (1) 雪崩災害危険箇所(資料編___)	第3 雪崩対策等の推進 2 警戒避難体制の確立 (1) 雪崩災害危険箇所(資料編 <u>9</u>)	適正化

2-5	46	<p>3 融雪期における土砂災害対策</p> <p>融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険箇所等における土砂災害発生の危険性も高い。</p>	<p>3 融雪期における土砂災害対策</p> <p>融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。</p>	適正化
2-5	47	<p>第4 救済体制の整備</p> <p>1 孤立集落の防止</p> <p>(1) 実態の調査と救助計画の策定</p> <p>市は、孤立化のおそれがある集落（資料編5又は県喜多方建設事務所砂防管内図参照）について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておく。</p>	<p>第4 救済体制の整備</p> <p>1 孤立集落の防止</p> <p>(1) 実態の調査と救助計画の策定</p> <p>市は、孤立化のおそれがある集落（資料編__又は県喜多方建設事務所砂防管内図参照）について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておく。</p>	適正化
2-6	50	<p>第6節 訓練に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第6節 訓練に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><u>また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
2-6	54	<p>第2 総合防災訓練</p> <p>2 実施要領</p> <p>(3) 訓練項目</p>	<p>第2 総合防災訓練</p> <p>2 実施要領</p> <p>(3) 訓練項目</p>	防災基本計画を踏まえた修正

		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p><u>市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
2-11	76	<p>(2) 土砂災害に関する避難指示等の判断基準</p> <p>(略)</p> <p>急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難<u>勧告</u>指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難<u>勧告</u>指示等の発令を行うものとする。</p> <p>この判断基準は、令和5年4月1日から適用する。</p>	<p>(2) 土砂災害に関する避難指示等の判断基準</p> <p>(略)</p> <p>急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難<u> </u>指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難<u> </u>指示等の発令を行うものとする。</p> <p>この判断基準は、令和5年4月1日から適用する。</p>	適正化
2-11	76	<p>2 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の伝達方法</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 <u> </u>避難指示等<u> </u>の伝達方法</p> <p><u>このことについては、「第3章第10節第1」を参照するものとする。</u></p>	適正化
2-11	76	<p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者</p> <p><u>このことについては、「第2章第11節第2・第3・第4」を参照するものとする。</u></p>	適正化
2-11	76	<p>4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</p> <p><u>避難路については、「第2章第11節第5」を参照するものとする。</u></p>	適正化

2-11	78	<p>第3 指定避難所の指定等</p> <p>市が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておく。</p> <p>_____</p>	<p>第3 指定避難所の指定等</p> <p>市が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておく。</p> <p><u>なお、必要に応じ随時見直しを行うものとする。</u></p>	<p>令和4年8月3日からの大雨に関する災害対応検証報告書による</p>
2-11	79	<p>1 指定__避難所_____の指定</p> <p>市長は、_____想定される災害の状況、人口の状況<u>その他の状況を勘案し</u>_____、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。</p> <p>_____</p>	<p>1 指定<u>一般避難所及び指定福祉避難所</u>の指定</p> <p>市長は、<u>地域的な特性や過去の教訓</u>、想定される災害の状況、人口の状況、<u>新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ</u>、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。</p> <p><u>指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示すること。</u></p> <p><u>また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の修正による</p>

		また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要に応じて、ホテルや旅館等を避難所に活用する。	また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	
2-11	80	(6) 指定避難所の指定にあたり配慮が必要な事項等 ア～イ (略) ウ 指定避難所 _____ 及び避難経路 _____ は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。 _____ _____ エ (略) _____ _____	(6) 指定避難所の指定にあたり配慮が必要な事項等 ア～イ (略) ウ 指定避難所の立地場所及び避難経路については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする。 エ (略) オ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。</u>	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の修正による
2-11	81	2 管理者の同意 市長は、指定避難所を指定しようとするときは、_____ 当該指定避難所の管理者の同意を得る _____。	2 管理者の同意 市長は、指定避難所を指定しようとするときは、 <u>あらかじめ</u> 当該指定避難所の管理者の同意を得る <u>ものとする。</u>	適正化
2-11	81	5 指定の取消 市長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。	5 指定の取消 市長は、指定 _____ 避難 _____ 所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。	適正化
2-11	82	6 指定避難所に整備する設備及び物品等 (略) ・専門家等との定期的な情報交換 _____ _____ による指定避難所の環境の維持方法の検討	6 指定避難所に整備する設備及び物品等 (略) ・専門家等との定期的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u> による指定避難所の環境の維持方法の検討	防災基本計画の修正による

2-13	90	<p>第1 食料、生活物資の調達及び確保</p> <p>1 食料</p> <p>(5) 食料の調達及び供給</p> <p>ウ 非常用食料としての備蓄品は、アルファ化米、パン、ライスクッキー等、保存期間が長く、かつ調理不用の_____。</p> <p>エ 高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者_____等の利用にも配慮して、乳児用粉ミルクや液体ミルク、ゼリー等も備蓄する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1 食料、生活物資の調達及び確保</p> <p>1 食料</p> <p>(5) 食料の調達及び供給</p> <p>ウ 非常用食料としての備蓄品は、アルファ化米、パン、ライスクッキー等、保存期間が長く、かつ調理不用の<u>ものとする。</u></p> <p>エ 高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、<u>食物アレルギーを有する者</u>等の利用にも配慮して、乳児用粉ミルクや液体ミルク、ゼリー等も備蓄する。</p> <p><u>なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。</u></p>	<p>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の修正による</p> <p>令和5年3月福島県地域防災計画の修正による</p>
2-13	91	<p>(3) 備蓄数量の設定</p> <p>(略)</p> <p>また、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、最低3日分、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(3) 備蓄数量の設定</p> <p>(略)</p> <p>また、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、最低3日分、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発する。</p> <p><u>なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。</u></p>	<p>能登半島地震の課題を踏まえた修正</p>
2-13	92	<p>2 生活物資</p> <p>(3) 市が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。</p>	<p>2 生活物資</p> <p>(3) 市が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。</p>	<p>能登半島地震の課題を踏まえた修正</p>

		<p>また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。</p> <p><u>なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。</u></p>	
2-13	93	<p>第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体_____との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画により具体的に示す。</p>	<p>第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体<u>や民間事業者等</u>との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画により具体的に示す。</p>	防災基本計画の修正による
2-14	95	<p>第14節 防災教育・広報</p> <p>市は災害の発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、_____</p> <p>_____防災関係機関のみならず市民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、_____</p> <p>_____冷静かつ的確な</p>	<p>第14節 防災教育・広報</p> <p>市は災害の発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、<u>過去の災害の教訓を踏まえ、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに</u>、防災関係機関のみならず市民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、<u>地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識の下</u>、冷静かつ的確な</p>	防災基本計画を踏まえた修正

	<p>(5) 名簿情報_____の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び_市が講じる措置</p> <p>市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報_____を提供する。</p> <p>ただし、名簿情報_____を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知_又は警告の配慮</p> <p>市長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた時、自ら災害に関する予報若しくは警報を知った時、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は通知を受けた時は、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達しなければならない。この場合、必要があると認める時は、市長は、住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>(7) 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿_____の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保を決めておくこと。</p>	<p>(5) 名簿情報<u>及び個別避難計画情報</u>の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び_市が講じる措置</p> <p>市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報<u>及び個別避難計画情報</u>を提供する。</p> <p>ただし、名簿情報<u>及び個別避難計画情報</u>を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知_又は警告の配慮</p> <p>市長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた時、自ら災害に関する予報若しくは警報を知った時、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は通知を受けた時は、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達しなければならない。この場合、必要があると認める時は、市長は、住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>(7) 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保を決めておくこと。</p>	
2-16	107 <u>2 全体計画において定める事項</u>	<u>2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針において定める事項</u>	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の修正による

		<p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）内閣府（防災担当）」に基づく「全体計画」を市防災計画の低位計画として位置づけ、市地域防災計画において定める事項に加え、以下の事項を定める。</p> <p>(1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担</p> <p>(2) 避難支援等関係者への依頼事項</p> <p>(3) 支援体制の確保</p> <p>(4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者</p> <p>(5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制</p> <p>(6) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結</p> <p>(7) 避難行動要支援者の避難場所</p> <p>(8) 避難場所までの避難路の整備</p> <p>(9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制</p> <p>(10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等</p>	<p>市は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、個別避難計画に係る作成・活用方針等を定めるものとする。</p> <p>(1) 名簿及び個別避難計画の活用方法</p> <p>(2) 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取組等</p> <p>(3) マイナンバーを活用する方針</p> <p>(4) 名簿及び個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担</p> <p>(5) 避難支援等関係者への依頼事項</p> <p>(6) 支援体制の確保</p> <p>(7) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者</p> <p>(8) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報及び個別避難計画を提供することに不同意であった者に対する支援体制</p> <p>(9) 個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手など個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮</p> <p>(10) 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結</p> <p>(11) 避難行動要支援者の避難場所</p> <p>(12) 避難場所までの避難路の整備</p> <p>(13) 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制</p> <p>(14) 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法</p>	
2-16	108	<p>第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供</p> <p>市は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておく。</p>	<p>第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供</p> <p>市は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておく。</p>	防災基本計画の修正による

		<p>また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映し、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p>	<p>また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映し、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	
2-16	109	<p>第3 個別___計画の策定</p> <p>市は、<u>民生・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのもと連携しつつ、一人ひとりの避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別計画の策定に努める。</u></p>	<p>第3 個別<u>避難</u>計画の策定</p> <p><u>1 個別避難計画の作成</u></p> <p>市は、<u>災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>なお、地域におけるハザードの状況、避難行動要支援者の心身の状況、情報取得や判断への支援など、一人ひとりの状況に合わせた必要性を考慮し、優先度が高いと判断した避難行動要支援者について、すみやかに作成することを目標とする。</u></p> <p><u>個別避難計画には、本節第2の1(1)から(6)までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。</u></p> <p><u>(1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u></p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の修正による</p>

		<hr/> <hr/> <hr/>	<u>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。</u>	
2-16	114	<p>第8 避難所における要配慮者支援</p> <p>2 福祉避難所の指定</p> <p><u>市は、宿泊が可能な市内の公共施設、社会福祉施設等、避難所の生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定し、避難生活を支援するために必要となる専門の人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。</u></p> <hr/>	<p>第8 避難所における要配慮者支援</p> <p>2 福祉避難所の指定</p> <hr/> <p><u>(1) 市は、避難所の生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門の人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、受入れを想定していない避難者が避難してくるのではないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避</u></p>	<p>福島県地域防災計画との整合性を踏まえた修正</p>

		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>(3) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	
2-17	116	<p>第17節 ボランティアとの連携</p> <p>大規模な災害発生時には、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられ、市及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。</p> <p>また、ボランティアの受け入れに際しても、<u>医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等</u>ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮することが求められる。</p>	<p>第17節 ボランティアとの連携</p> <p>大規模な災害発生時には、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられ、市及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。</p> <p>また、ボランティアの受け入れに際しても、_____ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮することが求められる。</p>	防災基本計画の修正による
2-17	116	<p>第3 ボランティアの連携体制の整備</p> <p>2 コーディネート体制の整備</p> <p>市は、<u>社会福祉協議会等</u>や_____関係団体等と連携を図りながら、<u>あらかじめ</u>_____コーディネートをを行う_____ボランティアセンターの体制を_____整備しておくものとする。_____</p> <p>_____この場合において、行政組織内においてはボランティアセンターを設置することは、市が行う災害応急対策の支障となること、また、自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。</p>	<p>第3 ボランティアの連携体制の整備</p> <p>2 コーディネート体制の整備</p> <p>市は、<u>市社会福祉協議会</u>や<u>ボランティア</u>関係団体等と連携を図りながら、<u>災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるとともに、</u>コーディネートをを行う<u>災害ボランティアセンターの体制をあらかじめ整備しておくものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結し、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>この場合において、行政組織内においてはボランティアセンターを設置することは、市が行う災害応急対策の支障となること、また、自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正による

		(略)	(略)	
3-1	122	第1 災害応急対策の <u>時系列</u> 行動計画 1 <u>時系列</u> 行動計画作成の意義	第1 災害応急対策の <u>防災</u> 行動計画 1 <u>防災</u> 行動計画作成の意義	防災基本計画の修正による
3-1	123	2 初動対応において重要な対策 市民の命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり (略) (3) 災害時発生後6時間以内 ア 災害派遣医療チーム(DMAT)、広域援助体制による救助活動 イ 応急復旧作業 ウ 被害情報とともに安心情報の発信 エ 広域避難の調整 <u>3 時系列</u> 行動計画	2 初動対応において重要な対策 市民の命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり (略) (3) 災害時発生後6時間以内 ア 災害派遣医療チーム(DMAT)、広域援助体制による救助活動 イ 応急復旧作業 ウ 被害情報とともに安心情報の発信 エ 広域避難の調整 <u>3 防災行動計画の作成</u> <u>市は、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するように努めるものとする。</u> <u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u> <u>台風の接近や前線性出水を対象とした市防災行動計画(タイムライン)については、別に定めるものとする。</u> <u>4 市防災</u> 行動計画	防災基本計画の修正による
3-1	131	第2 活動体制 2 災害対策組織計画 (1) 災害対策本部 (略)	第2 活動体制 2 災害対策組織計画 (1) 災害対策本部 (略)	令和4年8月3日からの大雨に関する災害対応検証報告書による

		<p>オ 動員の伝達方法</p> <p>動員の伝達は、副市長より防災担当者を通じて各所属長へ連絡する。</p> <p>また、勤務時間外・休日等における伝達方法は、防災担当者が防災行政無線、一般加入電話及び携帯電話のメール等により各所属長へ連絡する。</p> <p>(略)</p>	<p>オ 動員の伝達方法</p> <p>動員の伝達は、副市長より防災担当者を通じて各所属長へ連絡する。</p> <p>また、勤務時間外・休日等における伝達方法は、防災担当者がビジネスチャットツール、一般加入電話及び携帯電話のメール等により各所属長へ連絡する。</p> <p>(略)</p>	
3-1	132	<p>(ア) 喜多方市災害対策本部の組織編制</p> <p>《 措置実施班 》</p> <p>(略)</p> <p></p> <p>(略)</p>	<p>(ア) 喜多方市災害対策本部の組織編制</p> <p>《 措置実施班 》</p> <p>(略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>(略)</p>	適正化
3-1	135	<p>(イ) 市災害対策本部事務局の組織編制及び所掌事務</p> <p>(略)</p> <p>情報収集・広報班</p> <p>(つづき)</p> <p><u>○ 建設課長補佐</u></p> <p>○ 総合支所産業建設課長補佐</p> <p>(略)</p>	<p>(イ) 市災害対策本部事務局の組織編制及び所掌事務</p> <p>(略)</p> <p>情報収集・広報班</p> <p>(つづき)</p> <p>_____</p> <p>○ 総合支所産業建設課長補佐</p> <p>(略)</p>	適正化
3-1	136	<p>救援班</p> <p>◎ 保健課長</p> <p>○ 市民生活課長</p> <p>○ 社会福祉課長</p> <p>○ 高齢福祉課長</p> <p>○ こども課長</p>	<p>救援班</p> <p>◎ 保健課長</p> <p>○ 市民生活課長</p> <p>○ 社会福祉課長</p> <p>○ 高齢福祉課長</p> <p>○ こども課長</p>	適正化

		<p><u>○ 新型コロナウイルス感染症対策課長</u></p> <p>○ 下水道課長</p> <p>○ 水道課長</p> <p>○ 教育総務課長</p> <p>○ 学校教育課長</p> <p>○ 生涯学習課長</p> <p>○ 建設課長補佐</p> <p>○ 総合支所住民課長補佐（市民サービス班）</p> <p>○ 総合支所産業建設課長補佐</p>	<hr/> <p>○ 下水道課長</p> <p>○ 水道課長</p> <p>○ 教育総務課長</p> <p>○ 学校教育課長</p> <p>○ 生涯学習課長</p> <p>○ 建設課長補佐</p> <p>○ 総合支所住民課長補佐（市民サービス班）</p> <p>○ 総合支所産業建設課長補佐</p>	
3-1	137	<p>物資班</p> <p>◎ 農業振興課・<u>農山村振興課長</u></p> <hr/> <p>○ 契約管理課長</p> <p>○ 商工課長</p> <p>○ 観光交流課長</p> <p>○ 会計課長補佐</p> <p>○ 農業委員会事務局長</p> <p>○ 総合支所<u>産業課</u>産業建設課長</p>	<p>物資班</p> <p>◎ 農業振興課長_____</p> <p><u>○ 農山村振興課長</u></p> <p>○ 契約管理課長</p> <p>○ 商工課長</p> <p>○ 観光交流課長</p> <p>○ 会計課長補佐</p> <p>○ 農業委員会事務局長</p> <p>○ 総合支所_____産業建設課長</p>	適正化
3-2	157	<p>第1 配備基準</p> <p>別表「非常配備に関する一般基準」</p> <p>1 配備要員数</p> <p>(2) 警戒配備</p> <p>(2)-① 本庁における<u>災害</u>対策本部設置前</p> <p>指揮者：市民部長</p> <p>配備職員：危機管理班の職員の30%、建設班、農業振興班、農山村振興班、社会福祉班、こども班、高齢福祉班の職員の20%</p>	<p>第1 配備基準</p> <p>別表「非常配備に関する一般基準」</p> <p>1 配備要員数</p> <p>(2) 警戒配備</p> <p>(2)-① 本庁における<u>応急</u>対策本部設置前</p> <p>指揮者：市民部長</p> <p>配備職員：危機管理班の職員の30%、建設班、農業振興班、農山村振興班、社会福祉班、こども班、高齢福祉班の職員の20%</p>	適正化

	<p>(2)－② 総合支所における現地災害対策本部設置前 指揮者：総合支所長 配備職員：住民班の職員の30%、産業建設班の職員の20% (略) (3) 喜多方市応急対策本部の配備</p> <p>(3)－① 本庁における応急対策本部設置後 指揮者：市長 配備職員： 危機管理班6人(危機管理課6人) 建設班8人(建設課4人、都市整備課4人) 農林班4人(農業振興課2人、農山村振興課2人) 福祉班6人(社会福祉課4人、高齢福祉課2人) 子ども班4人(子ども課2人、学校教育課2人)</p> <p>(3)－② 総合支所における____応急対策現地本部設置後 指揮者：総合支所長 配備職員： 住民班 熱塩加納総合支所住民課4人 塩川総合支所住民課5人 山都総合支所住民課4人 高郷総合支所住民課4人 産業建設班 熱塩加納総合支所産業建設課2人 塩川総合支所住民課3人 山都総合支所住民課2人 高郷総合支所住民課2人</p>	<p>(2)－② 総合支所における現地応急対策本部設置前 指揮者：総合支所長 配備職員：住民班の職員の30%、産業建設班の職員の20% (略) (3) 喜多方市応急対策本部の配備</p> <p>(3)－① 本庁における応急対策本部設置後 指揮者：市長 配備職員： 危機管理班6人(危機管理課6人) 建設班8人(建設課4人、都市整備課4人) 農林班4人(農業振興課2人、農山村振興課2人) 福祉班6人(社会福祉課4人、高齢福祉課2人) 子ども班4人(子ども課2人、学校教育課2人)</p> <p>(2)－② 総合支所における現地応急対策____本部設置後 指揮者：総合支所長 配備職員： 住民班 熱塩加納総合支所住民課4人 塩川総合支所住民課5人 山都総合支所住民課4人 高郷総合支所住民課4人 産業建設班 熱塩加納総合支所産業建設課2人 塩川総合支所産業建設課3人 山都総合支所産業建設課2人 高郷総合支所産業建設課2人</p>	
--	--	--	--

種別	配備内容	配備基準	種別	配備内容	配備時期
応急対策本部	自然現象の発生に伴い、災害発生危険が予見される場合において、警戒配備を補完し、災害対策本部設置前の全庁的な対応のための体制とする。	<p>(1) 非常に強い勢力の台風、福島県及び隣県に上陸する台風、迷走する台風などが発生し、本市への影響が見込まれる場合</p> <p>(2) 本市において、局地的に短時間で非常に激しい降雨が発生する場合や、雨が数日間継続し、土砂災害の危険性が高まる場合</p> <p>(3) 概ね次の積雪量を超える降雪が見込まれる場合</p> <p>① 喜多方地区 100cm (<u>御清水公園</u>地内の観測値)</p> <p>② 熱塩加納地区 150cm (熱塩加納総合支所敷地内の観測値)</p> <p>③ 塩川地区 100cm (塩川総合支所敷地内観測値)</p> <p>④ 山都地区 150cm (山都総合支所敷地内観測値)</p>	応急対策本部	自然現象の発生に伴い、災害発生危険が予見される場合において、警戒配備を補完し、災害対策本部設置前の全庁的な対応のための体制とする。	<p>(1) 非常に強い勢力の台風、福島県及び隣県に上陸する台風、迷走する台風などが発生し、本市への影響が見込まれる場合</p> <p>(2) 本市において、局地的に短時間で非常に激しい降雨が発生する場合や、雨が数日間継続し、土砂災害の危険性が高まる場合</p> <p>(3) 概ね次の積雪量を超える降雪が見込まれる場合</p> <p>① 喜多方地区 100cm (<u>宇御清水</u>地内の観測値)</p> <p>② 熱塩加納地区 150cm (熱塩加納総合支所敷地内の観測値)</p> <p>③ 塩川地区 100cm (塩川総合支所敷地内観測値)</p> <p>④ 山都地区 150cm (山都総合支所敷地内観測値)</p> <p>⑤ 高郷地区 150cm (高郷総合支所敷地内観測値)</p>

			<p>⑤ 高郷地区 150cm (高郷総合支所敷地内観測値)</p> <p>なお、上記のほか、山都地区においては宮古地内の、高郷総合支所においてはふれあいランド高郷地内の、その他の地区においてはそれぞれ必要な箇所の積雪観測値も勘案するものとする。</p> <p>(4) 本市において、地すべりが発生し被害拡大の危険が見込まれる場合</p> <p>(5) 本市又は隣接市町村（福島県会津若松市、北塩原村、西会津町、磐梯町、会津坂下町、湯川村、山形県米沢市、飯豊町）を震源とする地震が発生し、本市で震度4もしくは震度3を観測した場合</p> <p>(6) (1)～(5)に該当しない自然現象の発生に伴い、災害発生の危険が予見される場合</p>		<p>値)</p> <p>なお、上記のほか、山都地区においては宮古地内の、高郷地区においてはふれあいランド高郷地内の、その他の地区においてはそれぞれ必要な箇所の積雪観測値も勘案するものとする。</p> <p>(4) 本市において、地すべりが発生し被害拡大の危険が見込まれる場合</p> <p>(5) 本市又は隣接市町村（福島県会津若松市、北塩原村、西会津町、磐梯町、会津坂下町、湯川村、山形県米沢市、飯豊町）を震源とする地震が発生し、本市で震度4もしくは震度3を観測した場合</p> <p>(6) (1)～(5)に該当しない自然現象の発生に伴い、災害発生の危険が予見される場合</p>	
3-2	160	(4) 第一非常配備 (4)-① 本庁における災害対策本部設置後		(4) 第一非常配備 (4)-① 本庁における災害対策本部設置後	適正化	

		<p>指揮者：市長</p> <p>配備職員：全職員の50%</p> <p>(4)ー② 総合支所における現地災害対策本部設置後</p> <p>指揮者：総合支所長 <u>配備職員：全職員の50%</u></p>	<p>指揮者：市長</p> <p>配備職員：全職員の50%</p> <p>(4)ー② 総合支所における現地災害対策本部設置後</p> <p>指揮者：総合支所長 _____</p> <p><u>配備職員：全職員の50%</u></p>	
3-2	161	<p>第2 活動要領</p> <p>2 警戒配備下の活動</p> <p>(1) 市民部長（総合支所長）及びその他の関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。</p> <p>(2) 市民部長（総合支所長）は災害に関する情報及び市民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、<u>防災行政無線</u>、電話、広報車、FM放送等をもって、市民に対して速やかにその周知を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>第2 活動要領</p> <p>2 警戒配備下の活動</p> <p>(1) 市民部長（総合支所長）及びその他の関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。</p> <p>(2) 市民部長（総合支所長）は災害に関する情報及び市民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、<u>災害情報連携システム</u>、電話、広報車、FM放送等をもって、市民に対して速やかにその周知を図る。</p> <p>（略）</p>	令和4年8月3日からの大雨に関する災害対応検証報告書による
3-2	162	<p>第3 動員の伝達方法</p> <p>動員の伝達は、市民部長（総合支所長）より危機管理課（住民課）職員を通じて、あらかじめ定められたルートにより、一般加入電話等によるほか、<u>市防災行政無線</u>、携帯電話のメール配信等により伝達する。</p>	<p>第3 動員の伝達方法</p> <p>動員の伝達は、市民部長（総合支所長）より危機管理課（住民課）職員を通じて、あらかじめ定められたルートにより、一般加入電話等によるほか、<u>ビジネスチャットツール</u>、携帯電話のメール配信等により伝達する。</p>	令和4年8月3日からの大雨に関する災害対応検証報告書による
3-2	163	<p>第4 非常参集等</p> <p>職員は、勤務時間外・休日等において、災害が発生し又は発生するおそれがあることを覚知したときは、非常配備に関する一般基準に基づき、直ちに市役所庁舎又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第4 非常参集等</p> <p>職員は、勤務時間外・休日等において、災害が発生し又は発生するおそれがあることを覚知したときは、非常配備に関する一般基準に基づき、直ちに市役所庁舎又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。</p> <p><u>ただし、職員は、住居若しくは参集先又はその経路上において、気象特別警報が発表されている又は避難指示や緊急安全確保が発令</u></p>	令和5年3月福島県地域防災計画の修正による

		<hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p>	<p><u>されているなど、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長に連絡することとし、所属長は、職員の安全が確保されるよう参集時期を指示するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
3-4	167	<p>第1 気象警報・注意報等について</p> <p>1 定義と種類</p> <p>(1) 定義</p> <p>予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表。</p> <p>注意報：気象現象により災害が<u>起こる</u>おそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。</p> <p>警報：重大な災害が<u>起こる</u>おそれのある旨を警告して行う予報。</p> <p>特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害の<u>起こる</u>おそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。</p> <p>情報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p>	<p>第1 気象警報・注意報等について</p> <p>1 定義と種類</p> <p>(1) 定義</p> <p>予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表。</p> <p>注意報：気象現象により災害が<u>発生する</u>おそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。</p> <p>警報：重大な災害が<u>発生する</u>おそれのある旨を警告して行う予報。</p> <p>特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害が<u>発生する</u>おそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。</p> <p>情報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p>	<p>令和5年3月福島県地域防災計画の修正による</p>

(2) 種類

ア 注意報

- ・ 気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報
 - (現象名を冠した注意報)
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷(雪)注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報
- ・ [地面現象](#)注意報
 - (注意報事項を気象注意報に含めて行う)
- ・ 浸水注意報
 - (注意報事項を気象注意報に含めて行う)
- ・ 洪水注意報
- ・ 水防活動用気象注意報(大雨注意報をもって代える)
- ・ 水防活動用洪水注意報(洪水注意報をもって代える)
- ・ 阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報(阿賀川：氾濫注意報の表題で発表)

イ 警報

- ・ 気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
- ・ [地面現象](#)警報

(2) 種類

ア 注意報

- ・ 気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報
 - (現象名を冠した注意報)
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷(雪)注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報
- ・ [土砂崩れ](#)注意報
 - (注意報事項を気象注意報に含めて行う)
- ・ 浸水注意報
 - (注意報事項を気象注意報に含めて行う)
- ・ 洪水注意報
- ・ 水防活動用気象注意報(大雨注意報をもって代える)
- ・ 水防活動用洪水注意報(洪水注意報をもって代える)
- ・ 阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報(阿賀川：氾濫注意報の表題で発表)

イ 警報

- ・ 気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
- ・ [土砂崩れ](#)警報

	<p>(警報事項を気象警報に含めて行う) 大雪警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水警報 <p>(警報事項を気象警報に含めて行う)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報 ・水防活動用気象警報(大雨警報をもって代える) ・水防活動用洪水警報(洪水警報をもって代える) ・阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報(阿賀川：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表) <p>ウ 特別警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象特別警報 <ul style="list-style-type: none"> — 大雨特別警報 — 暴風特別警報 — 暴風雪特別警報 — 大雪特別警報 ・<u>地面現象</u>特別警報 <p>(特別警報事項を気象特別警報に含めて行う)</p> <p>エ 注意報、警報及び特別警報の実施要領</p> <p>(ア) 前記の注意報、警報及び特別警報は、注意報、警報及び特別警報の必要がなくなった場合解除する。また、その種類にかかわらず、これらの注意報、警報及び特別警報が継続中に新たに発表されたときは、切り替える。</p> <p>(イ) 2つ以上の注意報、警報及び特別警報が同時に発表される場合もある。</p> <p>(ウ) <u>地面現象</u>注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に、<u>地面現象</u>警報及び浸水警報は、その警報事項を気象注意</p>	<p>(警報事項を気象警報に含めて行う) 大雪警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水警報 <p>(警報事項を気象警報に含めて行う)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報 ・水防活動用気象警報(大雨警報をもって代える) ・水防活動用洪水警報(洪水警報をもって代える) ・阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報(阿賀川：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表) <p>ウ 特別警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象特別警報 <ul style="list-style-type: none"> — 大雨特別警報 — 暴風特別警報 — 暴風雪特別警報 — 大雪特別警報 ・<u>土砂崩れ</u>特別警報 <p>(特別警報事項を気象特別警報に含めて行う)</p> <p>エ 注意報、警報及び特別警報の実施要領</p> <p>(ア) 前記の注意報、警報及び特別警報は、注意報、警報及び特別警報の必要がなくなった場合解除する。また、その種類にかかわらず、これらの注意報、警報及び特別警報が継続中に新たに発表されたときは、切り替える。</p> <p>(イ) 2つ以上の注意報、警報及び特別警報が同時に発表される場合もある。</p> <p>(ウ) <u>土砂崩れ</u>注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に、<u>土砂崩れ</u>警報及び浸水警報は、その警報事項を気象注意</p>	
--	--	--	--

	<p>カ 気象通報</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災気象通報 <p>「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。</p>	<p><u>砂災害)の危険度分布)・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)がある。</u></p> <p>(ク) <u>流域雨量指数の予測値</u></p> <p><u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>カ <u>その他</u></p> <p>(7) <u>火災気象通報</u></p> <p><u>気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</u></p> <p>(イ) <u>スモッグ気象情報</u></p> <p><u>大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に福島県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。</u></p> <p><u>※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。</u></p> <p><u>注意報基準：オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。</u></p>	
--	---	--	--

			<p>(ウ) <u>大気汚染気象通報</u></p> <p><u>大気の汚染に関連する気象の状態及び気象に関する予想を大気汚染による公害の防止措置を行っている福島県等に対して伝達される。</u></p>																							
3-4	173	<p>2 特別警報・警報・注意報等の <u>発表基準と構成</u></p> <p>(1) <u>特別警報</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 大雨特別警報</td> <td> <p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>○大雨特別警報(土砂災害)の場合</p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表。</u></p> <p>○大雨特別警報(浸水害)の場合</p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。</u></p> <p>① 表面雨量指数として定める基準値以上</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	ア 大雨特別警報	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>○大雨特別警報(土砂災害)の場合</p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表。</u></p> <p>○大雨特別警報(浸水害)の場合</p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。</u></p> <p>① 表面雨量指数として定める基準値以上</p>	<p>2 特別警報・警報・注意報等の <u>概要と発表基準</u></p> <p>(1) <u>発表基準</u></p> <p>ア <u>特別警報</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">現象の種類</th> <th style="width: 70%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ <u>警報</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">暴風</td> <td> <p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>平均風速が、陸上 18m/s以上（白河特別地域気象観測所20m/s以上）、海上 20m/s以</p> </td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮	暴風が吹くと予想される場合	波浪	高潮になると予想される場合	暴風雪	高波になると予想される場合	大雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	暴風	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>平均風速が、陸上 18m/s以上（白河特別地域気象観測所20m/s以上）、海上 20m/s以</p>	<p>令和5年3月福島県地域防災計画の修正による</p>
種 類	内 容																									
ア 大雨特別警報	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p>○大雨特別警報(土砂災害)の場合</p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表。</u></p> <p>○大雨特別警報(浸水害)の場合</p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。</u></p> <p>① 表面雨量指数として定める基準値以上</p>																									
現象の種類	基準																									
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																									
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により																									
高潮	暴風が吹くと予想される場合																									
波浪	高潮になると予想される場合																									
暴風雪	高波になると予想される場合																									
大雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																									
	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																									
暴風	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>平均風速が、陸上 18m/s以上（白河特別地域気象観測所20m/s以上）、海上 20m/s以</p>																									

			<p>となる1 km 格子が概ね30 個以上まとまって出現。</p> <p>② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km 格子が概ね20 個以上まとまって出現。</p> <p>○台風等を要因とする特別警報の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合 		
			<p>イ 暴風特別警報</p> <p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p> <p>○台風等を要因とする特別警報の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合 		
			<p>ウ 暴風雪特別警報</p> <p>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>		
			<p>エ 大雪特別警報</p> <p>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合 ・50年に一度の積雪深 		
		(2) 警報		<p>上</p> <p>暴風雪</p> <p>雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p> <p>平均風速が18m/s以上（白河特別地域気象観測所 20m/s以上）、海上20m/s以上</p> <p>大雨</p> <p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>洪水</p> <p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。</p> <p>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>大雪</p> <p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p>	

警報	大雨	表面雨量指数基準	12	<p>12時間降雪の深さ</p> <p><u>[会津]北部、中部平地40cm以上、山沿い50cm以上</u></p> <p><u>南部55cm以上、[桧枝岐60cm以上]</u></p> <p><u>[中通り]北部、中部平地25cm以上、山沿い35cm以上</u></p> <p><u>南部平地30cm以上、山沿い35cm以上</u></p> <p><u>[浜通り]北部、中部平地25cm以上、山沿い30cm以上</u></p> <p><u>南部平地20cm以上、山沿い30cm以上</u></p> <p>高潮</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p> <p>波浪</p> <p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>有義波高が6m以上。</p> <p>※平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上、ただし、中通り北部の茂庭（標高200m）は山沿い扱いに、中通り南部の白河（標高355m）は平地扱いとする。</p> <p>ウ 注意報</p>	
		土壌雨量指数基準	119		
	洪水	流域雨量指数基準	大塩川流域=19.8、濁川流域21.5、田付川流域=13、一ノ戸川流域=22.6、姥堂川流域=9、境見川流域=7.9		
		複合基準	大塩川流域（5、17.8）※ 一ノ戸川流域（5、22.3）※ 境見川流域（5、7.4）※ ※（表面雨量指数、流域雨量指数）		
		指定河川洪水予報による基準	阿賀川 [山科]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地 ^{注)}		12時間降雪の深さ40cm
			山沿い ^{注)}		12時間降雪の深さ50cm
	注) 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上（以下、				

		<p>同じ)</p> <p>(3) 注意報</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">注 意 報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">注 意 報</td> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>大塩川流域=15.8、濁川流域=17.2、田付川流域=10.4、一ノ戸川流域=18、姥堂川流域=7.2、境見川流域=6.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>大塩川流域= (5、12.6) ※ 田付川流域= (6、8.3) ※ 一ノ戸川流域= (5、14.4) ※ 阿賀川流域 (5、52.4) ※ 境見川流域 (5、6.3) ※ ※ (表面雨量指数、流域雨量指数)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報によ</td> <td>阿賀川 [山科]</td> </tr> </table>		注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	7	土壌雨量指数基準	76	注 意 報	洪水	流域雨量指数基準	大塩川流域=15.8、濁川流域=17.2、田付川流域=10.4、一ノ戸川流域=18、姥堂川流域=7.2、境見川流域=6.3	複合基準	大塩川流域= (5、12.6) ※ 田付川流域= (6、8.3) ※ 一ノ戸川流域= (5、14.4) ※ 阿賀川流域 (5、52.4) ※ 境見川流域 (5、6.3) ※ ※ (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報によ	阿賀川 [山科]
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	7														
		土壌雨量指数基準	76														
注 意 報	洪水	流域雨量指数基準	大塩川流域=15.8、濁川流域=17.2、田付川流域=10.4、一ノ戸川流域=18、姥堂川流域=7.2、境見川流域=6.3														
		複合基準	大塩川流域= (5、12.6) ※ 田付川流域= (6、8.3) ※ 一ノ戸川流域= (5、14.4) ※ 阿賀川流域 (5、52.4) ※ 境見川流域 (5、6.3) ※ ※ (表面雨量指数、流域雨量指数)														
		指定河川洪水予報によ	阿賀川 [山科]														
		強風	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>平均風速が陸上12m/s(白河特別地域気象観測所の観測値は14m/s)以上、海上15m/s以上</p>														
		風雪	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</p> <p>平均風速が陸上12m/s(白河特別地域気象観測所の観測値は14m/s)以上、海上15m/s以上</p>														
		大雨	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>														
		洪水	<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要</p>														

	る基準				とされる警戒レベル2である。	
強風	平均風速	12m/s			<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>12時間降雪の深さ</p> <p>[会津] 北部 平地20cm以上、山沿い25cm以上</p> <p>中部 平地20cm以上、山沿い30cm以上</p> <p>南部 30cm以上、〔桧枝岐40cm以上〕</p> <p>[中通り、浜通り] 平地10cm以上、山沿い20cm以上</p>	
風雪	平均風速	12m/s雪を伴う				
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ	20cm		
		山沿い	12時間降雪の深さ	25cm		
雷	落雷等により被害が予想される場合					
融雪	融雪により被害が予想されるとき					
濃霧	視程	100m				
乾燥	<ul style="list-style-type: none"> ・最少湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ・最少湿度30%、実効湿度60% 					
なだれ	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間降雪の深さが40cm以上 ・積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続 					
低温	<p>夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき</p> <p>冬期:会津の平地:最低気温が-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続く</p>					
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。)					
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合					
大雪					濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下。
雷					雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される こともある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥					乾燥	空気の乾燥により火災が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		<ul style="list-style-type: none"> ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上。 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下。 	
なだれ	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上。 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。 				
着氷・着雪	<p>著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある場合に発表される。</p> <p>大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。</p>				
霜	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある場合に発表される。</p> <p>早霜期、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下。注：早霜期は農作物の成育を考慮し実施する。</p>				
低温	<p>低温により災害が発生すると予想される場合。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとき</p>				

				<p>に 発表される。 (夏期)最高、最低または平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。 (冬期) [中通り中部・北部の平地、浜通りの平地] 最低気温-8℃以下、または-5℃以下の日が数日続く。 [中通り南部の平地]最低気温-10℃以下、または-7℃以下の日が数日続く。 [会津の平地]最低気温-12℃以下、または-9℃以下の日が数日続く。</p>	
			高潮	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想される場合に注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>	
			波浪	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合。有義波高が3m以上。</p>	

急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合。(レベル4)

エ 氾濫発生情報 (洪水警報)

氾濫の発生 (レベル5)

オ 基準地点と基準水位

単位：m

水系(河川)	観測所名(所在)	水防団 待機水位 (レベル1)	氾濫 注意水位 (レベル2)	避難判断 水位 (レベル3)	氾濫 危険水位 (レベル4)	氾濫 計画 水位
阿賀野川水系 白根川	南六種 (塩川町字西ノ新田)	2.60	3.20	3.50	4.60	5.37
阿賀野川水系 阿賀川	山時 (豊徳町山科)	1.80	2.70	6.30	7.70	7.83
阿賀野川水系 大塩川	熊倉 (熊倉町都字諏訪後)	1.20	1.80	2.63	3.03	—
阿賀野川水系 田付川	高吉 (豊川町豊川町米室字高吉)	1.00	1.20	1.70	2.13	—
阿賀野川水系 湯川	半在家 (熱塩加納町熱塩加納町加納)	1.00	1.20	—	—	—
阿賀野川水 湯川	山郷道下 (松山町松山町大飯坂)	1.20	1.80	2.80	3.10	—
阿賀野川水系 ノ戸川	寺内 (山都町小舟寺)	1.20	1.50	—	—	—

(ウ) 氾濫危険情報 (洪水警報) は、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続している場合、または、3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる場合に発表される。

いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(エ) 氾濫発生情報 (洪水警報) は、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

(ウ) 基準地点と基準水位

単位：m

水系(河川)	観測所名(所在)	水防団 待機水位 (レベル1)	氾濫 注意水位 (レベル2)	避難判断 水位 (レベル3)	氾濫 危険水位 (レベル4)	氾濫 計画 水位
阿賀野川水系 白根川	南六種 (塩川町字西ノ新田)	2.60	3.20	3.50	4.60	5.37
阿賀野川水系 阿賀川	山時 (豊徳町山科)	1.80	2.70	6.30	7.70	7.83
阿賀野川水系 大塩川	熊倉 (熊倉町都字諏訪後)	1.20	1.80	2.63	3.03	—
阿賀野川水系 田付川	高吉 (豊川町豊川町米室字高吉)	1.00	1.20	1.70	2.13	—
阿賀野川水系 湯川	半在家 (熱塩加納町熱塩加納町加納)	1.00	1.20	—	—	—
阿賀野川水 湯川	山郷道下 (松山町松山町大飯坂)	1.20	1.80	2.80	3.10	—
阿賀野川水系 ノ戸川	寺内 (山都町小舟寺)	1.20	1.50	—	—	—

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報 (土砂災害) の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発

	<p>なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 <u>炊飯</u>、給水</p> <p>10 救援物資の無償貸与又は譲与（防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与などに関する総理府令第13条、14条）</p> <p>11 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）</p> <p>12 予防派遣（災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合）</p> <p>（略）</p> <p>13 その他</p> <p>（略）</p>	<p>なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 <u>給食</u>、給水</p> <p>10 <u>入浴支援</u></p> <p>11 救援物資の無償貸与又は譲与（防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与などに関する総理府令第13条、14条）</p> <p>12 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）</p> <p>13 予防派遣（災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合）</p> <p>（略）</p> <p>14 その他</p> <p>（略）</p>																																											
3-10	<p>205 第1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の伝達</p> <p>1 避難の実施時期</p> <p>(1) 実施の責任者及び基準</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="320 1023 1043 1433"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施責任者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難（警戒レベル3情報）</td> <td>市長</td> <td>一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始</td> <td>人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示（警戒レベル4情報）</td> <td>市長（災害対策基本法第60条）</td> <td>立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>急を要すると認められるとき</u>。</td> </tr> <tr> <td>知事（災害対策基本法第60条）</td> <td>立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示</td> <td>災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）</td> <td>立退きの指示</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>知事及びその命</td> <td>立退きの指示</td> <td>洪水_____による氾濫により著しい危険が</td> </tr> </tbody> </table>		実施責任者	措置	実施の基準	高齢者等避難（警戒レベル3情報）	市長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	避難指示（警戒レベル4情報）	市長（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>急を要すると認められるとき</u> 。	知事（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事及びその命	立退きの指示	洪水_____による氾濫により著しい危険が	<p>第1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の伝達</p> <p>1 避難の実施時期</p> <p>(1) 実施の責任者及び基準</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="1070 1023 1794 1433"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施責任者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難（警戒レベル3情報）</td> <td>市長</td> <td>一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始</td> <td>人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示（警戒レベル4情報）</td> <td>市長（災害対策基本法第60条）</td> <td>立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</u>。</td> </tr> <tr> <td>知事（災害対策基本法第60条）</td> <td>立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示</td> <td>災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）</td> <td>立退きの指示</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>知事及びその命</td> <td>立退きの指示</td> <td>洪水、<u>雨水出水、津波又は高潮</u>による氾濫により著しい危険が</td> </tr> </tbody> </table>		実施責任者	措置	実施の基準	高齢者等避難（警戒レベル3情報）	市長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	避難指示（警戒レベル4情報）	市長（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</u> 。	知事（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事及びその命	立退きの指示	洪水、 <u>雨水出水、津波又は高潮</u> による氾濫により著しい危険が	令和6年3月福島県地域防災計画の修正による
	実施責任者	措置	実施の基準																																										
高齢者等避難（警戒レベル3情報）	市長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき																																										
避難指示（警戒レベル4情報）	市長（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>急を要すると認められるとき</u> 。																																										
	知事（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。																																										
	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。																																										
	知事及びその命	立退きの指示	洪水_____による氾濫により著しい危険が																																										
	実施責任者	措置	実施の基準																																										
高齢者等避難（警戒レベル3情報）	市長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき																																										
避難指示（警戒レベル4情報）	市長（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</u> 。																																										
	知事（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。																																										
	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。																																										
	知事及びその命	立退きの指示	洪水、 <u>雨水出水、津波又は高潮</u> による氾濫により著しい危険が																																										

		<p>(イ) 避難所収容者名簿（資料編 <u>12</u> のとおり。）</p> <p>(ウ) 避難所収容台帳（資料編 <u>13</u> のとおり。）</p> <p>(エ) 避難所用物品受払簿（資料編 <u>14</u> のとおり。）</p> <p>(オ) 避難所開設用施設及び器物借用簿（資料編 <u>16</u> のとおり。）</p> <p>(カ) 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品払証拠書類</p>	<p>(イ) 避難所収容者名簿（資料編 <u>16</u> のとおり。）</p> <p>(ウ) 避難所収容台帳（資料編 <u>17</u> のとおり。）</p> <p>(エ) 避難所用物品受払簿（資料編 <u>18</u> のとおり。）</p> <p>(オ) 避難所開設用施設及び器物借用簿（資料編 <u>20</u> のとおり。）</p> <p>(カ) 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品払証拠書類</p>	
3-10	212	<p>(2) 避難所の周知</p> <p>市長は避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、 _____ _____ _____ _____ 県、県警察及び自衛隊等関係機関に連絡する。</p>	<p>(2) 避難所の周知</p> <p>市長は避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、<u>特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、災害情報連携システムやホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に</u> 県、県警察及び自衛隊等関係機関に連絡する。</p>	防災基本計画を踏まえた修正
3-10	213	<p>(3) 避難所における措置</p> <p>避難所における市長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 避難者の収容</p> <p>イ 避難者に対する給水、給食措置</p> <p>_____ _____ _____</p> <p>ウ～カ（略）</p> <p>キ その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女<u>双方</u></p>	<p>(3) 避難所における措置</p> <p>避難所における市長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 避難者の収容</p> <p>イ 避難者に対する給水、給食措置</p> <p><u>避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u></p> <p>ウ～カ（略）</p> <p>キ その他被災状況に応じた応援救援措置</p>	防災基本計画の修正による適正化

		<u> </u> の視点や、高齢者、妊産婦、育児等に配慮する。	避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女 <u>共同参画</u> の視点や、高齢者、妊産婦、育児等に配慮する。	
3-10	214	<p>第5 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の主体</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長は行政区、婦人会、婦人消防隊、自主防災組織、防災士、<u> </u>ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。</p> <p>なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じ、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所においては、避難者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、市や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、<u>女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映する。</u></p> <hr/> <p><u> </u>また、市では自主運営組織の立ち上げを円滑に進めるため、ガイドラインの策定に努める。</p>	<p>第5 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の主体</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長は行政区、婦人会、婦人消防隊、自主防災組織、防災士、<u>NPO・</u>ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。</p> <p>なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じ、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所においては、避難者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、市や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するとともに、多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。</u>また、市では自主運営組織の立ち上げを円滑に進めるため、ガイドラインの策定に努める。</p>	防災基本計画の修正による 令和5年3月福島県地域防災計画の修正による
3-10	215	<p>3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策</p> <p>(2) 環境の整備</p> <p>市は、<u>避難所生活の長期化に対し、良好な生活環境を保つため、次の点について状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、感染</u></p>	<p>3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策</p> <p>(3) 環境の整備</p> <p>市は、<u>避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の</u></p>	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の修正による

		<ul style="list-style-type: none"> ・入浴施設設置の有無及び利用頻度 ・洗濯等の頻度 ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 ・暑さ寒さ対策の必要性 ・し尿及びごみの処理状況 	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
3-10	216	<p>4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等避難者一人ひとりの多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p>	<p>4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等避難者一人ひとりの多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p>	令和5年3月福島県地域防災計画の修正による
3-10	216	<p>5 指定避難所以外の被災者への支援</p> <p>(1) 在宅避難者及び車中生活をおくる避難者への支援</p> <p>市は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る避難者に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。</p>	<p>5 指定避難所以外の被災者への支援</p> <p>(1) 在宅避難者等及び車中生活をおくる避難者への支援</p> <p>市は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る避難者に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。</p>	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の修正による
3-10	218	<p>第6 避難行動要支援者等対策</p> <p>2 避難所における配慮等</p> <p>(4) 栄養・食生活支援の実施</p> <p>(略)</p> <p>また、市は避難の長期化等を考慮して、栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する場合は、管理栄養士指導のもと必要に応じ県や関係団体等と連携し実施する。</p>	<p>第6 避難行動要支援者等対策</p> <p>2 避難所における配慮等</p> <p>(4) 栄養・食生活支援の実施</p> <p>(略)</p> <p>また、市は避難の長期化等を考慮して、栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する場合は、管理栄養士指導のもと必要に応じ県や関係団体等と連携し実施する。</p>	令和5年3月福島県地域防災計画の修正による

		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>なお、市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。</u></p>	
3-10	219	<p>第8 安否情報の提供等</p> <p>1 照会による安否情報の提供</p> <p>市は、災害が発生した場合において、避難者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る避難者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第8 安否情報の提供等</p> <p>1 照会による安否情報の提供</p> <p>市は、災害が発生した場合において、避難者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る避難者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p> <p><u>また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正</p>
3-10	220	<p>2 避難者の同意又は公益上必要があると認める場合</p> <p>市は、避難者が照会に際してその提供について同意している安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。</p> <p>また、公益上特に必要があると認められるときは、必要と認める限度において、避難者に係る安否情報を提供することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 避難者の同意又は公益上必要があると認める場合</p> <p>市は、避難者が照会に際してその提供について同意している安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。</p> <p>また、公益上特に必要があると認められるときは、必要と認める限度において、避難者に係る安否情報を提供することができる。</p> <p><u>3 安否不明者の氏名等公表</u></p> <p><u>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村</u></p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正</p>

		<hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u></p> <p><u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	
3-11	222	<p>第2 医療（助産）救護活動</p> <p>6 整備帳簿類</p> <p>整備する帳簿類は、資料編 36～資料編 41による。</p>	<p>第2 医療（助産）救護活動</p> <p>6 整備帳簿類</p> <p>整備する帳簿類は、資料編 40～資料編 45による。</p>	適正化
3-11	222	<p>7 傷病者搬送</p> <p>(3) 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市及び医療（助産）救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。この際、要請を受けた県、市及び医療（助産）救護班及び医療機関等は、医療機関の被災情報や搬送経路など状況を踏まえ、収容先医療機関を確認のうえ搬送する。</p> <p>また、<u>道路の損壊等ないしは遠隔地への搬送の場合</u>においては、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの手配を要請する。</p>	<p>7 傷病者搬送</p> <p>(3) 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市及び医療（助産）救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。この際、要請を受けた県、市及び医療（助産）救護班及び医療機関等は、医療機関の被災情報や搬送経路など状況を踏まえ、収容先医療機関を確認のうえ搬送する。</p> <p>また、<u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる</u>場合においては、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの手配を要請する。</p>	防災基本計画を踏まえた修正
3-11	223	<p>第3 助産</p> <p>2 整備帳簿類</p> <p>(1) 助産名簿台帳(資料編 42)</p>	<p>第3 助産</p> <p>2 整備帳簿類</p> <p>(1) 助産名簿台帳(資料編 46)</p>	適正化
3-13	230	<p>第2 交通規制措置</p> <p>2 被災地への流入抑制と交通規制の実施</p>	<p>第2 交通規制措置</p> <p>2 被災地への流入抑制と交通規制の実施</p>	令和6年3月福島県地域防災計画の修正による

		<p>(4) 緊急通行車両の<u>事前届出</u>・確認手続</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 公安委員会は<u>事前届出</u>の申請等の処理について、知事と必要な調整を図る。</p> <p>エ 公安委員会は緊急通行車両の<u>事前届出</u>・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。</p>	<p>(4) 緊急通行車両の_____確認手続</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 公安委員会は<u>確認</u>の申請等の処理について、知事と必要な調整を図る。</p> <p>エ 公安委員会は緊急通行車両の_____確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。</p>	
3-14	232	<p>第1 防疫活動</p> <p>5 報告</p> <p>(1) 被害状況の報告</p> <p>警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、<u>災害救助法適用の有無</u>、その他参考となる事項を_____速やかに管轄保健<u>福祉事務</u>所長を経由して<u>知事</u>あて報告する。</p> <p>(2) 防疫活動状況の報告</p> <p>災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式(5)）に記載する事項を毎日<u>知事</u>へ報告する。</p>	<p>第1 防疫活動</p> <p>5 報告</p> <p>(1) 被害状況の報告</p> <p>警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、_____その他参考となる事項<u>について</u>、速やかに管轄保健_____所長を経由して<u>県</u>あて報告する。</p> <p>(2) 防疫活動状況の報告</p> <p>災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式(5)）に記載する事項を毎日<u>県</u>へ報告する。</p>	令和5年3月福島県地域防災計画の修正による
3-14	233	<p>6 消毒の実施</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）第17条及び第29条第2項の規定により、<u>知事</u>の指示に基づき、市が管内における道路、溝きよ、公園等の公共の場所を中心に実施する。</p>	<p>6 消毒の実施</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）第17条及び第29条第2項の規定により、<u>県</u>の指示に基づき、市が管内における道路、溝きよ、公園等の公共の場所を中心に実施する。</p>	適正化
3-14	233	<p>7 ねずみ族昆虫等の駆除</p>	<p>7 ねずみ族昆虫等の駆除</p>	適正化

		(1) 感染症新法第 28 条第 2 項の規定により、 知事 の指示に基づき実施し、また、薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。	(1) 感染症新法第 28 条第 2 項の規定により、 県 の指示に基づき実施し、また、薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。	
3-14	233	8 生活の用に供される水の供給 (1) 感染症新法第 31 条第 2 項の規定により、 知事 の指示に基づき速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。	8 生活の用に供される水の供給 (1) 感染症新法第 31 条第 2 項の規定により、 県 の指示に基づき速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。	適正化
3-14	233	9 臨時の予防接種 予防接種法第 6 条の規定による 知事 の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。	9 臨時の予防接種 予防接種法第 6 条の規定による 県 の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。	適正化
3-16	241	第 1 給水救援対策 3 飲料水供給状況報告 飲料水の供給状況を飲料水供給記録簿(資料編 28)によって報告する。	第 1 給水救援対策 3 飲料水供給状況報告 飲料水の供給状況を飲料水供給記録簿(資料編 32)によって報告する。	適正化
3-18	251	第 1 応急仮設住宅の設置 2 災害救助法による応急仮設住宅の建設実施基準 (2) 入居者の選定 (略) なお選定に当たっては、高齢者及び障がい者等を優先する。応急仮設住宅該当対象者選定調書の報告書は、資料編 32 のとおりとする。	第 1 応急仮設住宅の設置 2 災害救助法による応急仮設住宅の建設実施基準 (2) 入居者の選定 (略) なお選定に当たっては、高齢者及び障がい者等を優先する。応急仮設住宅該当対象者選定調書の報告書は、資料編 36 のとおりとする。	適正化
3-18	252	(8) 応急仮設住宅収容該当者の報告 応急仮設住宅の入居該当者を災害発生後できるだけ早急に県に報告する。 応急仮設住宅入居該当者調報告書は資料編 31 のとおりとする。	(8) 応急仮設住宅収容該当者の報告 応急仮設住宅の入居該当者を災害発生後できるだけ早急に県に報告する。 応急仮設住宅入居該当者調報告書は資料編 35 のとおりとする。	適正化

	<p>また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。</p> <p><u>イ</u> 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。</p> <p><u>ウ</u> 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。</p> <p>ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。</p> <p><u>エ</u> 準半壊、半壊 _____ の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。</p> <p>資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。</p> <p><u>②</u> 修理の範囲と費用</p> <p><u>ア</u> 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。</p> <p>なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>ア</u> 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理</p> <p><u>イ</u> ドア、窓等の開口部の応急修理</p>	<p>また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。</p> <p><u>(イ)</u> 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。</p> <p><u>(ウ)</u> 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。</p> <p>ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。</p> <p><u>(エ)</u> 準半壊、半壊 <u>又は中規模半壊</u> の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。</p> <p>資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。</p> <p><u>イ</u> 修理の範囲と費用</p> <p><u>(ア)</u> 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。</p> <p>なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>a</u> 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理</p> <p><u>b</u> ドア、窓等の開口部の応急修理</p>	
--	---	--	--

		<p><u>ウ</u> 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理</p> <p><u>エ</u> 衛生設備の応急修理</p> <p><u>イ</u> 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p><u>③</u> 応急修理の期間</p> <p>災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了とする。</p> <p>ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。</p> <p><u>④</u> 応急修理の方法</p> <p>直営工事又は請負工事で実施し、次の帳簿類を整備する。</p> <p><u>ア</u> 整備帳簿書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅応急修理記録簿（資料編34） ・住宅応急修理のための契約書（請書）、仕様書等 <p><u>③</u> 建築物応急危険度判定士の養成・活動</p> <p>市はこの判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して応急措置・応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。</p>	<p><u>c</u> 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理</p> <p><u>d</u> 衛生設備の応急修理</p> <p><u>(イ)</u> 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p><u>ウ</u> 応急修理の期間</p> <p>災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了とする。</p> <p>ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。</p> <p><u>エ</u> 応急修理の方法</p> <p>直営工事又は請負工事で実施し、次の帳簿類を整備する。</p> <p><u>(ア)</u> 整備帳簿書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅応急修理記録簿（資料編38） ・住宅応急修理のための契約書（請書）、仕様書等 <p><u>オ</u> 建築物応急危険度判定士の養成・活動</p> <p>市はこの判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して応急措置・応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。</p>	
3-19	258	<p>第2 死者・行方不明者の捜索</p> <p>2 災害救助法適用の場合の捜索活動</p>	<p>第2 死者・行方不明者の捜索</p> <p>2 災害救助法適用の場合の捜索活動</p>	<p>福島県災害救助法施行細則</p> <p>改正による修正</p>

		(2) 費用・期間等は、 福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 による。	(2) 費用・期間等は、 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実務弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号） による。	
3-19	258	(4) 搜索状況の報告 死体搜索実施の都度、その状況を死体搜索状況記録簿（資料編48）に準じて報告する。	(4) 搜索状況の報告 死体搜索実施の都度、その状況を死体搜索状況記録簿（資料編52）に準じて報告する。	適正化
3-19	259	第3 遺体の収容 2 遺体収容所の設営及び遺体の収容 (1) 遺体収容所（安置所）の開設 （略） また、必要に応じて医師、消防団及び一般住民の協力を得る。死体処理台帳は資料編51のとおりである。	第3 遺体の収容 2 遺体収容所の設営及び遺体の収容 (1) 遺体収容所（安置所）の開設 （略） また、必要に応じて医師、消防団及び一般住民の協力を得る。死体処理台帳は資料編55のとおりである。	適正化
3-19	259	第4 遺体の火葬・埋葬 引受人の判明しない死体又は引取人が判明しても火葬・埋葬することが困難な遺体については、応急的に火葬・埋葬を行う。市長は、火葬場及び墓地の所在を把握しておき、災害の発生により埋葬を要する場合は、埋葬用品を調達し、消防団その他一般住民等の協力を得て埋葬を実施する。埋葬台帳は資料編52のとおり。 （略）	第4 遺体の火葬・埋葬 引受人の判明しない死体又は引取人が判明しても火葬・埋葬することが困難な遺体については、応急的に火葬・埋葬を行う。市長は、火葬場及び墓地の所在を把握しておき、災害の発生により埋葬を要する場合は、埋葬用品を調達し、消防団その他一般住民等の協力を得て埋葬を実施する。埋葬台帳は資料編56のとおり。 （略）	適正化
3-19	260	3 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬 (4) 費用期間等 イ 支出できる費用 福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 による。	3 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬 (4) 費用期間等 イ 支出できる費用 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実務弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号） による。	福島県災害救助法施行細則改正による修正
3-23	281	第3 障がい者及び高齢者に係る対策	第3 障がい者及び高齢者に係る対策	防災基本計画の修正による

		<p>_____特に、発災直後においては、近隣地方公共団体や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。</p>	<p>機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。</p>	
3-28	296	<p>第1 防災活動体制</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1) 道路交通確保対策</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 車両の立ち往生への対応</p> <p>平成26年2月や令和2年12月から翌年1月の豪雪の際、県外の高速道路や国道で大規模な車両の立ち往生が発生したことから、道路管理者、及び市_____は、<u>迅速な</u>_____道路情報の_____提供に努めるとともに、_____運転者等のための避難所を必要に応じて設置_____し、<u>道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料</u>の提供などを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 防災活動体制</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1) 道路交通確保対策</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 車両の立ち往生への対応</p> <p>平成26年2月や令和2年12月から翌年1月の豪雪の際、県外の高速道路や国道で大規模な車両の立ち往生が発生したことから、道路管理者等を中心とする関係機関は、<u>車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路情報の迅速な</u>提供に努めるとともに、<u>積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、</u>運転者等のための避難所を必要に応じて設置<u>するものとし、滞留車両の乗員に対しては、救援物資</u>_____の提供などを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
4-1	302	<p>第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。</p> <p>なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。</p>	<p>第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。</p> <p>なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。</p>	<p>適正化</p>

		<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <p>(2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成</p> <p>(3) 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(4) その他の_____財政援助及び助成</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <p>(2) 農林水産_____に関する特別の助成</p> <p>(3) 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成</p>	
4-2	307	<p>第6 被災者台帳の作成</p> <p>市長は、被災者の救護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の救護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる_____。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第6 被災者台帳の作成</p> <p>市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	防災基本計画の修正による
5	312	<p>第3 噴火警報等の伝達</p> <p>1 噴火警報等の種類</p> <p>活火山である磐梯山に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。</p> <p>噴火警報等は、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁火山監視・警報センターが発表する。</p> <p>(1) 噴火警報</p> <p>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合_____に_____、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する_____。</p>	<p>第3 噴火警報等の伝達</p> <p>1 噴火警報等の種類</p> <p>活火山である磐梯山に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。</p> <p>噴火警報等は、仙台管区気象台_____及び気象庁_____が発表する。</p> <p>(1) 噴火警報</p> <p>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生_____が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。</p>	令和6年3月福島県地域防災計画の修正による
5	317	<p>3 伝達気象官署</p> <p>噴火警報等は、磐梯山については仙台管区気象台地域火山監視・警報センターが発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。</p>	<p>3 伝達気象官署</p> <p>噴火警報等は、磐梯山については仙台管区気象台_____が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。</p>	令和6年3月福島県地域防災計画の修正による

